

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

先買い制度により取得した用地の売却等処分にかかる制限の撤廃（国土交通省）

1. 日時 平成 17 年 7 月 27 日（水）9:45～10:30
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7 階会議室
3. 出席者  
（委員）八代座長、山田委員、北川委員  
（所管省庁）国土交通省総合政策局国土環境・調整課 上田課長  
同 公共用地室 井上室長  
同 政策課 海堀企画官  
（事務局）檜木参事官、藤澤参事官、宮地参事官、梶島参事官、ほか

規制所管省庁から資料に沿った説明がなされた。

<要約>

- ・ 問 1：関係機関との協議を行った結果、以下の 2 点の理由から困難と判断。1：先買い制度によって取得された土地は私権制限の下に買い取られたものであり、用途は極めて高い公共性・公益性を有する。2：特区法に関しては、長期保有土地の保有状況は、「地域の特性」に応じたものとは言えない。
- ・ 問 2：先買い制度による譲渡制限は、土地所有者に一定の負担を課すものである。このようなスキームで取得された土地は公共性の高い土地に利用されるべきものと理解している。
- ・ 問 3：住宅は生活の根幹をなすものである。商業施設については、原則として都市施設や収容適格事業には該当せず、先買い土地の用途には認められないと考える
- ・ 問 4：公拡法は、そもそもの制度設計が土地収用法の場合とは異なっている。
- ・ 問 5：公拡法はあくまでも将来必要とされる土地の先行取得を目的として行うものであり、一定期間利用されなかったという理由だけで用途制限を緩和することは、先買い制度の目的になじまないと考える。
- ・ 問 6：先買い制度により取得した土地の用途は、その財産権の制約に見合う用途に制限されるのが基本。また、公的負担の増加は、公社の保有する土地全体に関する問題であり、先買い土地だけについて議論すべきものではない。
- ・ 問 7：公拡法第 4 条第 1 項第 6 号の届出については、法制定当時、学校、公園等の公共施設の用地が著しく不足していた事情に鑑み、これらの施設の基準面積を考慮して設定され、その後、ゴミ処理施設等の大規模な土地を必要とする公共施設への用地需要が高まったことから、土地取引に係る届出義務の合理化を図るため、現行

の面積要件を設定している。法第5条の申出については、公共用地取得の必要性、私的取引の制限となる程度、地方公共団体の事務に対する影響等を考慮し、土地取引の規模等を踏まえて、代替地に関する施策の一層の拡大を図るために、現行の面積要件を設定した。

- ・ 問8：将来的にも長期保有土地の増加を抑制する観点から、平成12年の通達の趣旨を再度周知徹底することも検討したい。

<問1の回答に対して>

(八代座長)法制局でなくとも、これだけをみればあまり必要性を感じない。経営改善に資するというのはそうだが、放っておいたら土地がもっと値下がりするという緊急性が見えてこない。口頭で補足されていたのか。

(上田課長)公社の経営問題の背景にあるのは、元々小田原市の提案の発端だったことは申し上げている。しかし、いずれにしても、私どもの説明では、公社の経営改善を前面に出すことは難しいだろうと。なぜなら、これは先買い制度そのものをいじるというものであり、公社の経営判断という施策的には別分野のものを正面にたてるのではなく、何故先買い制度で買った土地を別の用途に拡大するのかという本丸の説明を中心にしようとしてこのように立論した。

<問2の回答に対して>

(八代座長)逆に言えば、2割しかされていないということだ。

(井上室長)面積ベースでは2割だが、金額ベースでは4割程度だ。できるところはしている。

(上田課長)暫定利用なので、駐車場などで使っているケースがあるようだ。やりやすいところとそうでないところがある。

<問3の回答に対して>

(八代座長)一戸でもよいということは間違いないのか。

(上田課長)制度的にはそうだ。それは可能だ。実態として公営住宅を1戸だけつくるのがどれだけあるかということだと思う。もちろん人口の小さい市町村になれば、少ないケースでもあることにはあると思う。

(杉山補佐)確認だが、更地のままで住宅用地として売却は可能か。

(井上室長)公的主体が行えば可能だ。

(梶島参事官)公営住宅と言われたが、公営住宅でなくても良いか。

(上田課長)地方公共団体が作るので、まずは公営住宅だと思う。

(八代座長)それはみなしである。地方の公社が何をしてもいけないということではない。

- (上田課長)住宅建築ということであれば、もちろん公営住宅でなくてもよい。
- (杉山補佐)今仰ったのは、公営法の政令の5条2項の話か。
- (井上室長)宅地の分譲の方が。それは、公営住宅でなくてもよい。公的主体が分譲すればよい。
- (八代座長)公的主体が雇用を生み出すための商業施設を売ることは、何故認められないのか。書いていないからか。
- (井上室長)住宅に対して生活の根幹として考えている。
- (八代座長)住宅はそうだが、土地開発公社でもよい。
- (井上室長)それは構わない。何であれ住宅の宅地分譲。
- (上田課長)商業施設の話があったが、資料に書いてあるが認められない制度になっている。頭に原則としてと書いてあるが、これは例えば、都市計画決定を打つことができる流通業務団地などもある。これは別途法律があり、私権制限がかっている。法的プロセスに従って提供するようなものだが、流通業務団地や工業団地造成事業、これは地域の限定があるものだが、特定の事業に関しては商業系・工場系のものであっても、都市計画決定を打ち、公社の土地を提供することができるスキームにはなっている。ただし、コンビニ一件のために打ってくれとなると、これは純粹に商業ベースの話になるので難しい。
- (八代座長)団地ベースならよいということか。
- (梶島参事官)事実関係の確認だが、一戸の宅地は、収用適用事業ではない。
- (上田課長)収用の場合は50戸以上の住宅経営である。収用適用事業ということで、まず住宅は一定規模以上で規定されている。そうでないようなもの、規模のもっと小さいものであっても、政令で戸数要件を定めていない。
- (梶島参事官)そのスキームは同じであると思っている。50戸以上の一連の住宅団地であれば、公益事業として、・・・
- (上田課長)政令で、公的主体が規模要件を課した上で、ひとまず都市計画では50戸以上の一団地の住宅地施設となっているが、その50戸以上を省いているのは、住宅に関しては生活の根幹をなすということと、規模は省いたが公的な主体が公的な目的を持って供給することの保証があるので、そこだけは規模を外している。元々、都市施設に位置づけられないような、例えば単体のスーパーマーケットになると、とっかかりがない。
- (八代座長)それは、公営法に入っていないからだ。入っていればよい。
- (上田課長)仰るとおりだ。何故入っていないのかとなると、先ほどの回答に戻ることになる。

<問6の回答に対して>

- (八代座長)利用していれば時価と簿価の問題はない。売れない・利用していないもの

に問題がある。なぜ公社の保有する土地全体に問題があるのか。

(上田課長) 申し上げたいのは公的負担の増加である。先買い土地が全部売れても、先買いでない土地が 85%残るので、結局は公的負担の問題は残る。公社全体の経営として考えないといけない。それについては、総務省で公社経営健全化計画の策定の指導もされている。12 月末に新たな通達を出し、経営改善に取り組んでいる。これは地方交付税措置とも組み合わせて、公社の土地がまず先買いのものであろうがなからうが、・・・

(八代座長) 公社の経営問題にはあまり関心がない。

(上田課長) 長期保有が望ましいと考えているわけではない。それは、できる限り円滑にはけるように、過去こういう利用に供しているということをもっと提供して、きめ細かい助言をする。また、代替地情報提供システムを構築して、平成 14 年に出しているのだから、これをもっと活用して頂いて、代替地の円滑な処分に努めたい。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

(北川委員) 遊休地が 15%あるとのことだが、あとの 85%は関係無しに、15%部分はかなり減ってきているのか。15%の部分だけを考えればいいのではないか。時代が変わったのに、何故固執するのか。地元が知っているのであればよいではないか。

(上田課長) 元々私権制限をかけて購入している土地である・・・

(北川委員) それは、時代が変わっている。遊休土地について市町村は本当に困っているのではないか。

(井上室長) 遊休といっても、確かにある意味で長期保有になっている。

(北川委員) ある意味といわれるが、長期保有になっているということだ。

(上田課長) これは元々、道路や公園といった、・・・

(北川委員) そんなことは関係ない。そのつもりで買っても、遊休になってしまった。長期保有になっている。

(上田課長) 長期保有になっている理由は、例えば財政の事情の問題で、来年やりたかった事業が再来年に延びてしまったので、・・・

(北川委員) それは市町村判断に任せて、どんどん変えていけばよいのではないか。

(八代座長) そのようにいずれ使う予定があるのであれば、そうすればよい。何故それを国がいちいち決めるのか。市町村が判断すればいいのではないか。

(北川委員) 使用目的がなくなったものについてだ。

(井上室長) 今現在使用目的がなくなったものは全体の零点何%と言ったものだ。

(北川委員) それは国の事情で逆らえないし、住宅公社一つなくすのでも、建設省から

- しかられたものだ。もっとあるのではないかと思うが、そうではないのか。
- (上田課長)それは把握する必要がある。この3月に、政令市、都道府県で作られている公社について調べたが、そのときは公社全体の保有土地の零点数パーセントの状況だった。
- (八代座長)それは全体の話だ。必要だと言っているところの調査をしないと意味がない。
- (井上室長)本当に自分のところでもいらないと言っているところもある。しかし、先ほどの資料に示したような、他に転換できるバリエーションを十分認識していない。この認識の上で、それでも使えないというときに、本当に制度改正が必要なのか、次の段階で考えないといけないというのが我々の考えだ。
- (八代座長)特区の提案は、まさにそれを考えて行っているところちは理解している。
- (檜木参事官)10年超が60%超あるのは間違いない。それは、それなりに長いものがあるということ。
- (上田課長)10年超について金額ベースで言えば6,000億円・・・
- (北川委員)あなた方は管理する立場であり、そこからすれば、分からないでもないが、早くやれというように、立ち位置を変えればいいのか。世の中の実態と違っている。
- (上田課長)元々権利制限をして買っている土地である。
- (北川委員)それは状況が変われば、・・・銀行でも公的資金が入ったではないか。
- (井上室長)公拡法の趣旨が、公有地になるものは、ある程度先行取得しなければならないとある。たまたま、それが10年たつことがあるかもしれないが、そうかもしれないが、先行して取得することに力点が置かれた法律だ。
- (北川委員)公拡法が先あって、実態が後にあるのか。公益性は誰が担保するのか。
- (八代座長)それは分かるが、90年以来世の中の状況は180度変わった。
- (北川委員)目的が変わったら、変えればいいのか。
- (海堀企画官)税で1,500万円の控除をして頂いている。
- (檜木参事官)それは、土地収用法にもある。
- (海堀企画官)ある意味、公が土地の転売をして商業施設に売ることがないように、公拡法で用途の制限をしている。
- (八代座長)今のはかなり問題で、自治体が土地を転がすことを防ぐための法律なのか。
- (海堀企画官)そういうことを言っているのではない。そういうことをふまえて、先ほどいった用途の拡大があることとしてこんなものがあることをPRして、15%の中の未利用地、10年超はいろいろあるが、その中で本当に未利用地がどのくらいあるかをチェックして、それについての用途について、ご相談を受けてやっている。

- (八代座長)北川委員がいったように、法律が先にあって、その牌をできるだけ使えというの分かるが、そうすると特区法はそうではなく、今の法律に問題があるからやろうというものだ。法律があるからそれを使えというのをおかしい。
- (北川委員)説明しなくても良くなるので、楽になるのではないか。
- (山田委員)本音では、何とかしなければいけないと思っているのではないか。法制局が法の番人であり、1500万円特別措置を受けたものを今転がされると困るよと言うからではないのか。
- (八代座長)地価が上がることを前提に先買い制度があった。今は地価が下がってきている。これはまず変えてほしい。また、私権制限と大げさに言っているが、地主から買って欲しかったものは3週間は他に売らないことは、民間の契約であっても当たり前のことだ。そんなに大げさな私権制限なのか。自治体が強制的に買おうとしたものではなく、地主から申し出た土地については、少なくとも用途制限に弾力的な措置ができないか。
- (檜木参事官)申し出がほとんどだ。
- (上田課長)前回申し上げたのは1割が届け出で9割が申し出。いずれにしても、制度には制度の思想がある。
- (八代座長)それは分かっているが、だから特区も・・・
- (北川委員)時代が変わった。
- (上田課長)時代というか、背景が変わった。変化しているところがある。地価など。
- (八代座長)地価がすべてだろう、ある意味で。課長は地価が今後全面的に上がると考えているのか。
- (上田課長)それは分からないが、地価公示では反転しているものもある。
- (八代座長)下げ止まりでは。
- (上田課長)都心では上昇する見込みもある。
- (八代座長)それは都心の話だ。全国的には下がり続けている。
- (山田委員)福岡の自治体で破産したところがあるが、その原因は、工業団地と宅地造成で取得して、産炭地が大変な状況の中で町おこしをしようとした。それで売れなくて破産した。ああいうものは、潜在的に多くある。法律ができたときは土地バブルだったから意味があるが、今はこの法律で用途を考えなさいと言われるが、それでとても困る。
- (上田課長)逆らうようで申し訳ないが、そこでそのような問題があったとしても、この法律の先買い制度で買ったものが、本当に容易になっているかどうか・・・
- (北川委員)他のことは別。この法律とは関係ない。公拡法で操作していれば、あなた方は責任をとるのか。プラスの面ばかりいっているが、土地の値段が下がっている中で、それでとるのかと言うことになる。他のは関係がない。
- (檜木参事官)ここまで厳しい制限があるのは、ここだけだった。ほかの85%は用途

制限がない。だからそこ変えてほしいと言っている。

(上田課長) 持ち帰って検討する。

(八代座長) 次は局長にお願いしたい。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

市町村における基本構想策定義務の廃止（総務省）

1. 日時 平成 17 年 7 月 27 日（水）10:30～11:15
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7 階会議室
3. 出席者  
（委員）八代座長、山田委員、北川委員  
（所管省庁）総務省大臣官房 久元審議官  
（事務局）檜木参事官、藤澤参事官、宮地参事官、梶島参事官、ほか

所管省庁から説明がなされた。

- ・ 当方の考え方はこれまでも説明しているとおり。その後省内で検討したが、市町村には引き続き基本構想を作って頂く必要があると考えている。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

（八代座長）今地方の自治がこれだけ言われているときに、何故国からお願いしなければいけないのかというのが最大のポイントである。県には義務がなくて市町村は何故あるのか。結果的に、総務省から言うことで、形式的な基本構想ばかりになっているのではないかと。二度手間になっているとの話も聞いている。何を作ってもいいとあるが、過去にはそうでなかったこともあるので、いまだにそれが続いている。また、何でもいいのであればそもそも基本構想にどのような意味があるのか。

（久元審議官）志木市がどうしてもこの提案を出してきたのかについては、志木市なりのビジョンがあるのだろう。志木市は地方自治解放特区構想として出している。これは、法律上の自治の規定はできるだけ決めずに、自分たちで自治の形態を決められるようにしてほしい。市町村長もいない、議会から選ぶ。教育委員会、農業委員会も廃止、財務の規定も収入役も基本的に廃止、財務の規定も地方自治法で決めているルールを自分たちの条例で決めたい。自分たちのことは全て自分たちで決めさせてほしいということだ。これは、将来的な議論としては十分あり得ると考えている。究極の自治の形態として、首長と議会の考えの共通化を図ろうとする基本構想を廃止することもそういう提案の中で位置づけられている。議院内閣制といった形態は将来的には議論の余地があると思うが、大きな流れから言えば、それには、憲法の改正が起きていると思っている。



志木市はいらぬという考え方だが、我々はいろいろな学者にきいたところ、おおかたは今の憲法では市町村長は直接公選制とのことだ。憲法の改正を視野に入れた地方自治論はやっていかぬといけぬと思うが、例えば自民党の憲法問題小委員会があり、その分科会があるが、最初に出された素案では両論併記になっている。ところが、まだ素案の段階だが、その上の段階でまとめられたものでは、直接公選が純粋な制度論としては多様化するという議論はあるが、今の国会議員の大勢は直接公選、つまり二元代表制となっている。我々は、地方自治法の中で長と議会の権限配分といった基本的なことを定めていく必要がある。

(北川委員) 基本構想策定について絞ってほしい。無理なことはあるが、総務省の対応の立ち位置について聞きたい。

(久元審議官) やや説明がずれたかもしれないが、話している方からすれば、ずれているつもりはない。二元代表制を前提としたときに、両方の間の権限配分がどうあるべきかを地方自治法では決めている。基本構想の策定を義務づけている点で広い意味では規制・義務かもしれないが、議会の議決権の範囲を決める必要はある。それは 96 条で決めている。制限列挙して 96 条の 2 項で議決事項に追加することもできる。それ以外に、必ず議会の議決を得なければならないとしているものである。それを外してくれと言うことだろうと思う。

(北川委員) そういうふう限定せずに。議会の議決があってもよい。勝手に基本構想を作ればいい。

(久元審議官) 法律で議決することを規定していなければ、議会の権限が及ぶのかどうか分からない。今の地方自治の考え方は、長と議会の権限配分というのは、例外的に長と議会が相談して・・・

(北川委員) 県の場合は、議決権がいるのか。

(久元審議官) いらぬ。

(八代座長) 何故県ではいらぬのか。

(久元審議官) 何度も説明させて頂いていると思うが、白紙で議論すれば、我々はいろいろだろうと思っている。しかし、どのような議論でも白紙で議論して理想を求めすることはできない。いろいろう経緯がある。昭和 50 年代に、・・・

(八代座長) その点は既に聞いている。無しでもうまくやっているではないか。

(久元審議官) 大きな時代の流れを考えたときに、長と議会がきちんと両方の考え方を共有して、自治体運営の基本構想を作ること、白紙で考えれば必要と思う。改めて、昭和 50 年代にぼしかった話を、今持ち出すことが適当なのか。大きな時代の流れは、昭和 50 年代よりも、基礎自治体の優先と言うことにはなっている。基礎自治体の力をより強くすることをどう考えるか。そこでは、都道府県は市町村の手伝いをする。大きな流れからみればそういうことになるので

はないか。

(八代座長)別に都道府県にやれと言っているわけではない。なくても都道府県ではうまくやっているではないか、という実態をいっている。

(北川委員)逆に、三重県でやってきたことを言えば、議会が成長してきたら、大きなことについては議決要項になる。そういう育て方を総務省はしてこなかったということをお願い。市町村の場合でも、どうせやらないから、二元代表制でこちらが決めてしまって、そして議会がちゃんとやって、という立ち位置をかえてはどうかということだ。本当に一括法の精神を促すことに、そういうことは逆行している。とんでもないことだ。市町村で首長がやれば、必ず議会が成長してくるといって体制になっていなかった。

(山田委員)今のありようでは議会は空洞化している。議会は無責任な評論家集団になっている。首長が反論すれば、何も言えなくなるまで、素質が下がってしまった。昔は議会で首長を出していたが、そのころは議会議員は真剣であった。今二元代表制になって実質的に議会は空洞化している。

(北川委員)そこで、総務省が頑張って一括法ができた。唯一の絶好のチャンスができた。中央集権と言うことは、一緒に陳情して予算をもらおうということであり、共同で都合の良いように使おうと言うことになる。首長の追認機関になると言うことを一括法は排除した。それで条例制定権を持って立法府であることを議会で意識し始めている。にもかかわらず、こういうことで何でもかんでもやるのではなく、自主性で、本当に分権自立の精神を何で総務省はやらないのだ。こういうことが欠落している。県は良くて市町村は面倒をみなければいけないという立ち位置を変えた方がよいのではないか。

(山田委員)地方自治体はいま総務省に期待している。味方で頑張ってくれると思っている。他の省庁は何でも規制はゆるめないといっている。権限も予算も渡さない。分権一括法ができていても生きていない。1条の2が新たにできたが、その末尾にどう書かれているかといえば、国がやる仕事、やらなければいけない仕事。1条の2では、自治体の役割が書いてある。その一番後ろに、国は、地方自治体に関する制度の策定、および施策を実施するにあたっては地方公共団体の自主性が発揮される様にしないといけない。私はこれができるときに2条の4項が残ってしまったのかと思った。これと全く相反する。

(久元審議官)相反するとは思っていない。基本構想の中身については何も語っていない。語るべきかもしれないが、決めてほしいことは、基礎自治体である市町村において首長は統轄代表権をもつが、同時に意思決定機関である。議会は単なるチェック機関ではなく、団体の意思決定機関である。両方に決定権がある。両方が、自治体運営の基本的考え方は共有してほしい。その内容については、何も語っていないので、時代の推移に応じていかようにも使える。最近ではマ

ニフェストを掲げる首長が出てきている。マニフェストを掲げたが、議会はそれを知ったことではないので、そのマニフェストに書かれたことをどう実現していくかとすれば、それは議会とある程度考え方を共有しないといけないことから、マニフェストをある程度基本構想の中に織り込んでいくこともあるだろう。そうはいても、議会も変わる、首長も変わる。そうであれば、あまり縛らずに、少なくとも基本的な最低限の町づくりや自治体の福祉の考え方を最低限共有するという考え方もある。年限も3年であっても、5年、10年であっても構わない。そういうようなものとして作っているが、基本的にはそういう考え方は共有しようということだ。

(北川委員)内容も規定していないとのことだが、これで縛られてしまっている。3,000万円でコンサルタントに頼んで基本計画を書いている。自治体に来てみればこれがほとんどだ。この実態を総務省は恥としなければならない。なぜか。議会を本当に育ててくるミッションをやってこなかったからだ。一括法ができたのに、まさにいわれるように二元代表制でやる努力のパッションが感じられない。今まで中央集権のもとに、総務省がだめだったから、首長も地方議会もだめになった。地方には立ち位置を変えて、国にいちいちいわれなくても、もっと自由にやれ、堂々と条例でやれとやっている。議会はいわゆる一元ではない、二元でしっかりとやり、堂々と条例制定でもできるように育て上げないといけない。これこそがこの国の生き方だ。一括法でできたのにミスマッチを起こしている。

(久元審議官)我々は今の地方自治制度というものを分権一括法の成果を踏まえて、具体的にどう制度改正していこうかというビジョンを持っているが、地方自治についてはいろいろな考え方がある。首長からの提言については、どちらかと言えば、広くマスコミに取り上げられる。同時に、議会の考え方もある。地方制度調査会では、今まさに議会の活性化についての議論をしている。そこでは議会の意見も聴かなければならない。地方制度調査会はだからこそ、地方6団体の代表にも入ってもらっている。首長と議会の間には考え方はかなり対立する部分がある。対立する部分があるからこそ、その両方の6団体に入って頂いて、地方制度調査会できちんと議論している。我々は基本的には、議会をもっと活性化してもらいたい。そのための制度改正をしたい。そのためには当事者の議長会がどういう考え方であるかは、ちゃんと出してくださいと昨年から申している。3議長会それぞれで研究会を立ち上げて、いろいろな提言を出してもらっている。その中には首を傾げたくないようなものもあるが、一生懸命考えているものもある。それについての執行側の意見も出してもらって、28次の地方制度調査会で議論してもらおう。いろんな考え方がある。このことについていうならば、議長会側の考え方は、基本構想だけではなく、下位の基本計画につ

いても議会の議決事項にしてほしいとの意見だ。

(北川委員)それはそれでいい。当然そうあるべきで、議会が自主的に3年、5年かかるものを作るのは当然だ。

(久元審議官)法定してほしいと言っている。下位の計画も必ず議会の決議を経てつくる様にしてほしいということだ。

(北川委員)そのときに自分たちで自立してやってほしい、と言うような状況を相当の努力をもって一生懸命やってほしい。いちいち人に頼まずにだ。

(久元審議官)法律上何も決めていない。我々の気持ちとしては、東京のコンサルに頼んで、金太郎飴的な基本構想を作るのではなく、手作りで作るのが一番よい。

(北川委員)何故そういう状況になったのかということだ。

(久元審議官)だいぶ改善されてきた。

(北川委員)そうだ。だからもっと押してほしいということだ。

(久元審議官)それは賛成だ。地方自治法の規定がじゃまになってコンサルに頼んでいるということではないと思う。

(八代座長)無理矢理作らされるので、コンサルに頼む。議会と首長とがそれぞれの自治体の中で議論すればよい。機械的に法律で決まっており、5年、10年たったから、替えましようという惰性になるから、コンサルに頼む。

(北川委員)やっとならここで団体自治が動いてきたので、あなた方の努力は認める。では、住民自治にしていくときに、二元代表制とはいえ、行政のトップである長と住民の代表である議会とのあり方論は、同じ住民から選ばれているといっても自ずと違う。そうしたときに、まさに基本構想の時に、例えば住民の権利を制限することを行政のトップがやれるか、あるいは、義務を強制できるか、と言うことに、まさに住民自治でコラボレーションになったときには、議会こそが権限を発揮すべきと思っている。みなさんがやられているのは、そういう団体自治から住民自治にいこうという運動だろう。そうしたときにむしろ議会が立ち上げられるような体勢を全面的に作るべきだと思っている。そうした臭いが出てこないといけないのだと思う。

(久元審議官)団体自治から住民自治だとも必ずしも考えていない。両方必要だと思っている。

(北川委員)両方必要だ。団体自治があって、今まではそれだけであり、団体自治も含めて住民自治の両方の自治を合わせていく。

(久元審議官)住民自治を議論する際に必ず議論になるのは、議会は住民の代表だが、首長は直接住民から意見を聞くこともある。この辺の関係をどう考えるか。それから、住民投票をどう活用するかもある。これも基本構想の中で議論して書いていただければいい。

(北川委員)だから住民とコラボレーションして徹底的にやるときに執行部だけでは限

界があるので、住民投票も含めて議会も参入して本気で基本構想を書くような動きがでてくればいい。極端に言えば、住民自治は、もっといけば、そのようなものはいらぬのだ、選挙でいくのだとかいった、自主性とか自立性を制限することはやめるべきではないかということだ。

(久元審議官) 中身については何も語っていないので、如何様にもなる。

(北川委員) 語っていないというのが中央の横暴だ。

(山田委員) 自分の町の職員に聞いてきた。当初、旧自治省からマニュアルが示されたとのことだ。基本構想は10年、実施計画は5年。見直し制度が出たのは、バブル崩壊後だ。望月課長は知らないとのことだが、これはやられている。だから全国金太郎飴になった。これだけは事実だ。偶然に皆が10年、5年になったら奇跡だ。ただ、そのことは今議論したいわけではない。むしろ、地方自治は今変わらなければならない。視点は違うが、小さな町の場合、二元代表制を理解している者はいない。国会のまねをしているだけだ。そういう自治体がまだある。県や大きな市になれば、スタッフもしっかりしており、しっかりやっているが。志木市のやり方だが、カナダはあの通りのやり方をしている。小さな政府だ。役場に10人ぐらいしかいない。住民主権でやっている。340万人もいる横浜市と私の町のような小さな町が同じ仕組みをやることは考えるときに来たと思う。

(久元審議官) そこは、大きなレベルからいえば考えなければいけない。我々は憲法の制約もあるので、自治体の規模・能力に応じた権限の配分を考えないといけない。それから、組織形態を考えないといけないのは、まさに、大きなところも小さいところも首長が1人、副知事や助役が1人、収入役が1人いる。これがプロトタイプになっており、助役や副知事は増やしてもよいし減らしてもよい。28次の地方制度調査会で議論しているのは、議会の活性化とともにトップマネジメントのあり方である。小さいところは小さいように、大きいところは拡げて。出納長や収入役も制度自体をやめようとしている。明治21年の市政町村制からずっと続いている制度であり、やめようとしている。それぞれのトップの判断ではなく条例事項になるが、何人の副知事や助役、これを助役に統一して、そうして事務を分担する。どこまで任せられるのか。ベンチの色まで自分が決めたい市長は自分で決めればよいが、そのようなことは全部任せてしまって、もう本当の政治的な意思のコンセンサスに専念したい、あるいは、世界を駆けめぐって企業誘致に奔走することに専念できるように、多様化を認める。ただし、さらに進んで、志木市が主張するような、もう議会から選ぶとか、シティマネージャにするとかいうのは先の話だ。

(北川委員) 市議も保坂さんのあとは全く違う。彼は、市役所の職員はだめだという議論だから、住民自治を育て上げようというところとは違う。そこを特化して話

されると全く違う。むしろ、総務省は頑張っ、これは何だと、いちいち細かいことを言わなければいけないのはどういうことだ、と言えはいい。

(久元審議官)細かいことではない。

(北川委員)違う。基本的なことを、住民自治を育てることを、高らかな決意がなければおかしい。この回答をみると残念ながらそのにおいがでてこない。

(久元審議会)八代先生、北川先生、山田先生から言われているので、我々も重く受けとめるが、今の制度が一番よいとは思っていない。変えていかないといけないが、その順番はある。まず、三位一体改革で税源委議をどうするのかをやる。あわせて、地方自治制度について言うならば、あまりにも画一的な組織だとか、議会だとか、地方の自立権を制限している規定を、地方6団体の相反する意見を聴きながら、どうやって見直して弾力化していくかを28次の地方制度調査会でやっている。この点について言えば、基本構想が地方の自立性や自主性をそれほど縛っているツールだとは我々にはどうしても思えない。

(北川委員)ところが、10年計画、5年計画でコンサルに頼んでいるという事実は重い。

(久元審議官)もしも、・・・

(北川委員)もしもというような言い方はいけない。

(久元審議官)私にも自治体の勤務経験はある。大きな市だったからかもしれないが、そんなことは単なるアドバイスだ、やっていたとしても。それに唯々諾々と従うというのも、それこそ自治体経営、・・・

(北川委員)私は自治体に言うが、そう唯々諾々と従うような体制を交付税や補助金で中央が縛ってきたことを、あなた方が反省しないといけない。地方自治体が悪いと言うが、私に言わせれば、そうさせてきたあなた方の責任はどこに行くのだ。

(久元審議官)そうしたことがあるとするならば、自由に作ってよいということを周知徹底する。

(北川委員)周知徹底していないから言っている。

(久元審議官)一つは、そのようなことを改めて周知徹底するという姿勢が、今の総務省と地方自治体の関係にとって望ましいのかという判断はあるが、その方がよいということであれば、周知徹底することは全くやぶさかではない。

(北川委員)そこの立ち位置を考えないといけない。市町村は馬鹿だとあなた方は言っていることになる。我々は何もいっていないのに、それは何だ、とうことだろう。現実の問題として、意識の改革がなされていないことこそが問題であるにもかかわらず、あなた方は、何もいっていないと言う。全然自分を自己否定することなく言えば、そんなことは送れるではないか。はっきり認めて、どうだと言うことにして、虚心坦懐に話し合うことにならないといけない。二項対立

の関係でいうからだめで、まさに win-win の全体的な自治というものに変える絶好のチャンスを作ったのに、何故それほど頑張るのか。28 次の地方制度調査会もあるので、そこで大いに進めて頂くことで、・・・

( 檜木参事官 ) 28 次の調査会で議論すると仰っていただければよいが、どうか。

( 久元審議官 ) 議論すると、自治基本条例の問題なども出てくる。いろいろな内容があるが、それを制度化するかどうかについては、相当議論がでてくる。基本構想に連動した話だからだ。これは28次ではできない。28次は2回に分けて答申を出したいと思っている。まず、11月には出納帳・収入役・副知事・助役といったトップマネジメントの問題、教育委員会・農業委員会の問題、議会のあり方の問題をパッケージで地方公共団体の自主性、自立性をどう拡大するかについてやりたい。これは相当に重い話だ。議会の話は相対立することがある。収入役は明治21年からずっとある制度であり、これを120年ぶりにやめようと言う話である。

( 北川委員 ) 何故今まで残していたのか、と言う話だ。全てそういう立ち位置に立つから、・・・

( 久元審議官 ) そのあとに、道州制の答申を出す。これは賛否あるだろうが、明示的に小泉総理から諮問されているので、2月に出さなければならない。そういう中で、この問題を議論することはできない。それは、我々としては、せっかく何回も議論しているので、基本構想をどうするのかについては、これは我々は規制緩和と言う観点からだとは思っていない。長と議会との権限配分の問題、地方公共団体の運営方針をどういう形式で、どういう手続きで、どういう内容を盛り込むのかについて議論しなければいけないテーマだと考えている。そのため、急に28次の地方制度調査会に盛り込むことは、・・・

( 山田委員 ) 重い問題であり、簡単に返事ができるとは思っていない。思っていないが、ニセコでも住民基本条例を作り出している。そこの整合性にも問題はあり、マニフェストのとの関係もある。

( 久元審議官 ) マニフェストをどう制度化するかという問題もあるが、他方で、制度化などしない方がよいとの意見もある。自治基本条例は文字通り自治の世界であり、我々は自治というものも制度に基づいて作らなければいけないというのは、憲法上の要請だと思うので、地方自治法で基本的なルールを定めるべきだという考え方に立っているが、自治基本条例の発端というのは制度の外で議論をしてきたのだと思っている人もいる。そういうような問題を果たして地方自治法という中に取り込むのがよいのかは、いろいろな人に聞いてみたが、半々だ。

( 北川委員 ) そういう議論をどんどん煮詰めていくきっかけをしなければいけないのにもかかわらず、今回も絶対だめだという形になると、おかしいねということに

なる。

(山田委員) だめではだめだ。

(北川委員) 議定条例ができてくるのは、まさにあなた方の努力の成果だ。そういうことをどんどんやっていけばよい。

(久元審議官) 大きな考え方では違わない。

(北川委員) そうだ。頑張りすぎている。

(久元審議官) 地方自治制度については、議長会をはじめとしていろいろな意見がある。我々もそういうことをふまえて、地方制度調査会で制度のあり方を議論している。その制度改革のタイムスケジュールは、我々なりにビジョンがある。この問題については、非常に基本的な問題に絡む問題だと思っているが、タイムスパン的に言えば、28次は11月に答申を出すので、今から取り上げるのは難しい。

(山田委員) 29次ではどうか。

(久元審議官) ご意見として伺っておく。審議事項として考えたときに、・・・

(八代座長) 29次はいつか。

(久元審議官) 常識的に言えば、来年の2月に答申を出して28次が終わる。間髪入れずにか2, 3ヶ月猶予をおくかは分からないが、その時点で29次の地方制度調査会を立ち上げる。メンバーや審議事項については来年度前半に考える。

(北川委員) そういうことでいいのだが、私はそういう変化をしていくという論者だ。よいきっかけを作ってどんどんやっていった方がよい。

(八代座長) 29次の検討事項に入れて頂くことを今はお約束いただけないのか。

(久元審議官) 総理の問題。

(八代座長) 書くのはそちらだ。

(北川委員) 文言は整理して頂くことになるだろうが、ここで議論があったことは明記してほしい。

(久元審議官) 我々もこれは基本に関わる重要な問題であることも理解する。

(山田委員) これについてはラッパを吹いていかなければいけないと思っている。

(檜木参事官) 基本構想について何らかの審議官が仰ったような幅広い観点で議論をしなければいけない、というのは良いのか。

(久元審議官) 結構だ。これは、基本構想を含めて自治体運営の基本方針を、誰がどういう手続きで、それを長と議会がどういう任務分担の下で幅広く議論しないと、というのはその通りである。

(檜木参事官) 今回の場合、志木市だけではなく、いくつかの市町村から意見が出ている、あるいは形骸化しているとか、山田委員の指摘のように10年という指導があったのではないとか、がある。そこをふまえて何らかの形で取り組んでいく。それと、審議官が仰った、自由であることを周知徹底すること、この二



つの議論が浮かび上がってきた。  
(久元審議官) 基本的には結構だと思う。  
(八代座長) どうもありがとうございました。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

先買い制度により取得した用地の売却等処分にかかる制限の撤廃（国土交通省）

1. 日時 平成 17 年 7 月 27 日（水）9:45～10:30
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7階会議室
3. 出席者  
（委員）八代座長、山田委員、北川委員  
（所管省庁）国土交通省総合政策局国土環境・調整課 上田課長  
同 公共用地室 井上室長  
同 政策課 海堀企画官  
（事務局）檜木参事官、藤澤参事官、宮地参事官、梶島参事官、ほか

規制所管省庁から資料に沿った説明がなされた。

<要約>

- ・ 問 1：関係機関との協議を行った結果、以下の 2 点の理由から困難と判断。1：先買い制度によって取得された土地は私権制限の下に買い取られたものであり、用途は極めて高い公共性・公益性を有する。2：特区法に関しては、長期保有土地の保有状況は、「地域の特性」に応じたものとは言えない。
- ・ 問 2：先買い制度による譲渡制限は、土地所有者に一定の負担を課すものである。このようなスキームで取得された土地は公共性の高い土地に利用されるべきものとして理解している。
- ・ 問 3：住宅は生活の根幹をなすものである。商業施設については、原則として都市施設や収容適格事業には該当せず、先買い土地の用途には認められないと考える
- ・ 問 4：公拡法は、そもそもの制度設計が土地収用法の場合とは異なっている。
- ・ 問 5：公拡法はあくまでも将来必要とされる土地の先行取得を目的として行うものであり、一定期間利用されなかったという理由だけで用途制限を緩和することは、先買い制度の目的になじまないと考える。
- ・ 問 6：先買い制度により取得した土地の用途は、その財産権の制約に見合う用途に制限されるのが基本。また、公的負担の増加は、公社の保有する土地全体に関する問題であり、先買い土地だけについて議論すべきものではない。
- ・ 問 7：公拡法第 4 条第 1 項第 6 号の届出については、法制定当時、学校、公園等の公共施設の用地が著しく不足していた事情に鑑み、これらの施設の基準面積を考慮して設定され、その後、ゴミ処理施設等の大規模な土地を必要とする公共施設への用地需要が高まったことから、土地取引に係る届出義務の合理化を図るため、現行

の面積要件を設定している。法第5条の申出については、公共用地取得の必要性、私的取引の制限となる程度、地方公共団体の事務に対する影響等を考慮し、土地取引の規模等を踏まえて、代替地に関する施策の一層の拡大を図るために、現行の面積要件を設定した。

- ・ 問8：将来的にも長期保有土地の増加を抑制する観点から、平成12年の通達の趣旨を再度周知徹底することも検討したい。

<問1の回答に対して>

(八代座長)法制局でなくとも、これだけをみればあまり必要性を感じない。経営改善に資するというのはそうだが、放っておいたら土地がもっと値下がりするという緊急性が見えてこない。口頭で補足されていたのか。

(上田課長)公社の経営問題の背景にあるのは、元々小田原市の提案の発端だったことは申し上げている。しかし、いずれにしても、私どもの説明では、公社の経営改善を前面に出すことは難しいだろうと。なぜなら、これは先買い制度そのものをいじるというものであり、公社の経営判断という施策的には別分野のものを正面にたてるのではなく、何故先買い制度で買った土地を別の用途に拡大するのかという本丸の説明を中心にしようとしてこのように立論した。

<問2の回答に対して>

(八代座長)逆に言えば、2割しかされていないということだ。

(井上室長)面積ベースでは2割だが、金額ベースでは4割程度だ。できるところはしている。

(上田課長)暫定利用なので、駐車場などで使っているケースがあるようだ。やりやすいところとそうでないところがある。

<問3の回答に対して>

(八代座長)一戸でもよいということは間違いないのか。

(上田課長)制度的にはそうだ。それは可能だ。実態として公営住宅を1戸だけつくるのがどれだけあるかということだと思う。もちろん人口の小さい市町村になれば、少ないケースでもあることにはあると思う。

(杉山補佐)確認だが、更地のままで住宅用地として売却は可能か。

(井上室長)公的主体が行えば可能だ。

(梶島参事官)公営住宅と言われたが、公営住宅でなくても良いか。

(上田課長)地方公共団体が作るので、まずは公営住宅だと思う。

(八代座長)それはみなしである。地方の公社が何をしてもいけないということではない。

- (上田課長)住宅建築ということであれば、もちろん公営住宅でなくてもよい。
- (杉山補佐)今仰ったのは、公営法の政令の5条2項の話か。
- (井上室長)宅地の分譲の方が。それは、公営住宅でなくてもよい。公的主体が分譲すればよい。
- (八代座長)公的主体が雇用を生み出すための商業施設を売ることは、何故認められないのか。書いていないからか。
- (井上室長)住宅に対して生活の根幹として考えている。
- (八代座長)住宅はそうだが、土地開発公社でもよい。
- (井上室長)それは構わない。何であれ住宅の宅地分譲。
- (上田課長)商業施設の話があったが、資料に書いてあるが認められない制度になっている。頭に原則としてと書いてあるが、これは例えば、都市計画決定を打つことができる流通業務団地などもある。これは別途法律があり、私権制限がかっている。法的プロセスに従って提供するようなものだが、流通業務団地や工業団地造成事業、これは地域の限定があるものだが、特定の事業に関しては商業系・工場系のものであっても、都市計画決定を打ち、公社の土地を提供することができるスキームにはなっている。ただし、コンビニ一件のために打ってくれとなると、これは純粹に商業ベースの話になるので難しい。
- (八代座長)団地ベースならよいということか。
- (梶島参事官)事実関係の確認だが、一戸の宅地は、収用適用事業ではない。
- (上田課長)収用の場合は50戸以上の住宅経営である。収用適用事業ということで、まず住宅は一定規模以上で規定されている。そうでないようなもの、規模のもっと小さいものであっても、政令で戸数要件を定めていない。
- (梶島参事官)そのスキームは同じであると思っている。50戸以上の一連の住宅団地であれば、公益事業として、・・・
- (上田課長)政令で、公的主体が規模要件を課した上で、ひとまず都市計画では50戸以上の一団地の住宅地施設となっているが、その50戸以上を省いているのは、住宅に関しては生活の根幹をなすということと、規模は省いたが公的な主体が公的な目的を持って供給することの保証があるので、そこだけは規模を外している。元々、都市施設に位置づけられないような、例えば単体のスーパーマーケットになると、とっかかりがない。
- (八代座長)それは、公営法に入っていないからだ。入っていればよい。
- (上田課長)仰るとおりだ。何故入っていないのかとなると、先ほどの回答に戻ることになる。

<問6の回答に対して>

- (八代座長)利用していれば時価と簿価の問題はない。売れない・利用していないもの

に問題がある。なぜ公社の保有する土地全体に問題があるのか。

(上田課長) 申し上げたいのは公的負担の増加である。先買い土地が全部売れても、先買いでない土地が 85%残るので、結局は公的負担の問題は残る。公社全体の経営として考えないといけない。それについては、総務省で公社経営健全化計画の策定の指導もされている。12 月末に新たな通達を出し、経営改善に取り組んでいる。これは地方交付税措置とも組み合わせて、公社の土地がまず先買いのものであろうがなからうが、・・・

(八代座長) 公社の経営問題にはあまり関心がない。

(上田課長) 長期保有が望ましいと考えているわけではない。それは、できる限り円滑にはけるように、過去こういう利用に供しているということをもっと提供して、きめ細かい助言をする。また、代替地情報提供システムを構築して、平成 14 年に出しているのだから、これをもっと活用して頂いて、代替地の円滑な処分に努めたい。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

(北川委員) 遊休地が 15%あるとのことだが、あとの 85%は関係無しに、15%部分はかなり減ってきているのか。15%の部分だけを考えればいいのではないか。時代が変わったのに、何故固執するのか。地元が知っているのであればよいではないか。

(上田課長) 元々私権制限をかけて購入している土地である・・・

(北川委員) それは、時代が変わっている。遊休土地について市町村は本当に困っているのではないか。

(井上室長) 遊休といっても、確かにある意味で長期保有になっている。

(北川委員) ある意味といわれるが、長期保有になっているということだ。

(上田課長) これは元々、道路や公園といった、・・・

(北川委員) そんなことは関係ない。そのつもりで買っても、遊休になってしまった。長期保有になっている。

(上田課長) 長期保有になっている理由は、例えば財政の事情の問題で、来年やりたかった事業が再来年に延びてしまったので、・・・

(北川委員) それは市町村判断に任せて、どんどん変えていけばよいのではないか。

(八代座長) そのようにいずれ使う予定があるのであれば、そうすればよい。何故それを国がいちいち決めるのか。市町村が判断すればいいのではないか。

(北川委員) 使用目的がなくなったものについてだ。

(井上室長) 今現在使用目的がなくなったものは全体の零点何%と言ったものだ。

(北川委員) それは国の事情で逆らえないし、住宅公社一つなくすのでも、建設省から

- しかられたものだ。もっとあるのではないかと思うが、そうではないのか。
- (上田課長)それは把握する必要がある。この3月に、政令市、都道府県で作られている公社について調べたが、そのときは公社全体の保有土地の零点数パーセントの状況だった。
- (八代座長)それは全体の話だ。必要だと言っているところの調査をしないと意味がない。
- (井上室長)本当に自分のところでもいらないと言っているところもある。しかし、先ほどの資料に示したような、他に転換できるバリエーションを十分認識していない。この認識の上で、それでも使えないというときに、本当に制度改革が必要なのか、次の段階で考えないといけないというのが我々の考えだ。
- (八代座長)特区の提案は、まさにそれを考えて行っているところちは理解している。
- (檜木参事官)10年超が60%超あるのは間違いない。それは、それなりに長いものがあるとすること。
- (上田課長)10年超について金額ベースで言えば6,000億円・・・
- (北川委員)あなた方は管理する立場であり、そこからすれば、分からないでもないが、早くやれというように、立ち位置を変えればいいのか。世の中の実態と違っている。
- (上田課長)元々権利制限をして買っている土地である。
- (北川委員)それは状況が変われば、・・・銀行でも公的資金が入ったではないか。
- (井上室長)公拡法の趣旨が、公有地になるものは、ある程度先行取得しなければならないとある。たまたま、それが10年たつことがあるかもしれないが、そうかもしれないが、先行して取得することに力点が置かれた法律だ。
- (北川委員)公拡法が先あって、実態が後にあるのか。公益性は誰が担保するのか。
- (八代座長)それは分かるが、90年以来世の中の状況は180度変わった。
- (北川委員)目的が変わったら、変えればいいのか。
- (海堀企画官)税で1,500万円の控除をして頂いている。
- (檜木参事官)それは、土地収用法にもある。
- (海堀企画官)ある意味、公が土地の転売をして商業施設に売ることがないように、公拡法で用途の制限をしている。
- (八代座長)今のはかなり問題で、自治体が土地を転がすことを防ぐための法律なのか。
- (海堀企画官)そういうことを言っているのではない。そういうことをふまえて、先ほどいった用途の拡大があることとしてこんなものがあることをPRして、15%の中の未利用地、10年超はいろいろあるが、その中で本当に未利用地がどのくらいあるかをチェックして、それについての用途について、ご相談を受けてやっている。

- (八代座長)北川委員がいったように、法律が先にあって、その牌をできるだけ使えというの分かるが、そうすると特区法はそうではなく、今の法律に問題があるからやろうというものだ。法律があるからそれを使えというのをおかしい。
- (北川委員)説明しなくても良くなるので、楽になるのではないか。
- (山田委員)本音では、何とかしなければいけないと思っているのではないか。法制局が法の番人であり、1500万円特別措置を受けたものを今転がされると困るよと言うからではないのか。
- (八代座長)地価が上がることを前提に先買い制度があった。今は地価が下がってきている。これはまず変えてほしい。また、私権制限と大げさに言っているが、地主から買ってくれと言ったものは3週間は他に売らないことは、民間の契約であっても当たり前のことだ。そんなに大げさな私権制限なのか。自治体が強制的に買おうとしたものではなく、地主から申し出た土地については、少なくとも用途制限に弾力的な措置ができないか。
- (檜木参事官)申し出がほとんどだ。
- (上田課長)前回申し上げたのは1割が届け出で9割が申し出。いずれにしても、制度には制度の思想がある。
- (八代座長)それは分かっているが、だから特区も・・・
- (北川委員)時代が変わった。
- (上田課長)時代というか、背景が変わった。変化しているところがある。地価など。
- (八代座長)地価がすべてだろう、ある意味で。課長は地価が今後全面的に上がると考えているのか。
- (上田課長)それは分からないが、地価公示では反転しているものもある。
- (八代座長)下げ止まりでは。
- (上田課長)都心では上昇する見込みもある。
- (八代座長)それは都心の話だ。全国的には下がり続けている。
- (山田委員)福岡の自治体で破産したところがあるが、その原因は、工業団地と宅地造成で取得して、産炭地が大変な状況の中で町おこしをしようとした。それで売れなくて破産した。ああいうものは、潜在的に多くある。法律ができたときは土地バブルだったから意味があるが、今はこの法律で用途を考えなさいと言われるが、それでとても困る。
- (上田課長)逆らうようで申し訳ないが、そこでそのような問題があったとしても、この法律の先買い制度で買ったものが、本当に容易になっているかどうか・・・
- (北川委員)他のことは別。この法律とは関係ない。公拡法で操作していれば、あなた方は責任をとるのか。プラスの面ばかりいっているが、土地の値段が下がっている中で、それでとるのかと言うことになる。他のは関係がない。
- (檜木参事官)ここまで厳しい制限があるのは、ここだけだった。ほかの85%は用途

制限がない。だからそこ変えてほしいと言っている。

(上田課長) 持ち帰って検討する。

(八代座長) 次は局長にお願いしたい。

以上